

第3回の安全安心戦略検討会
2019年11月19日

婦人相談員への調査結果から みる性暴力被害の実態

東洋学園大学

宮園 久栄



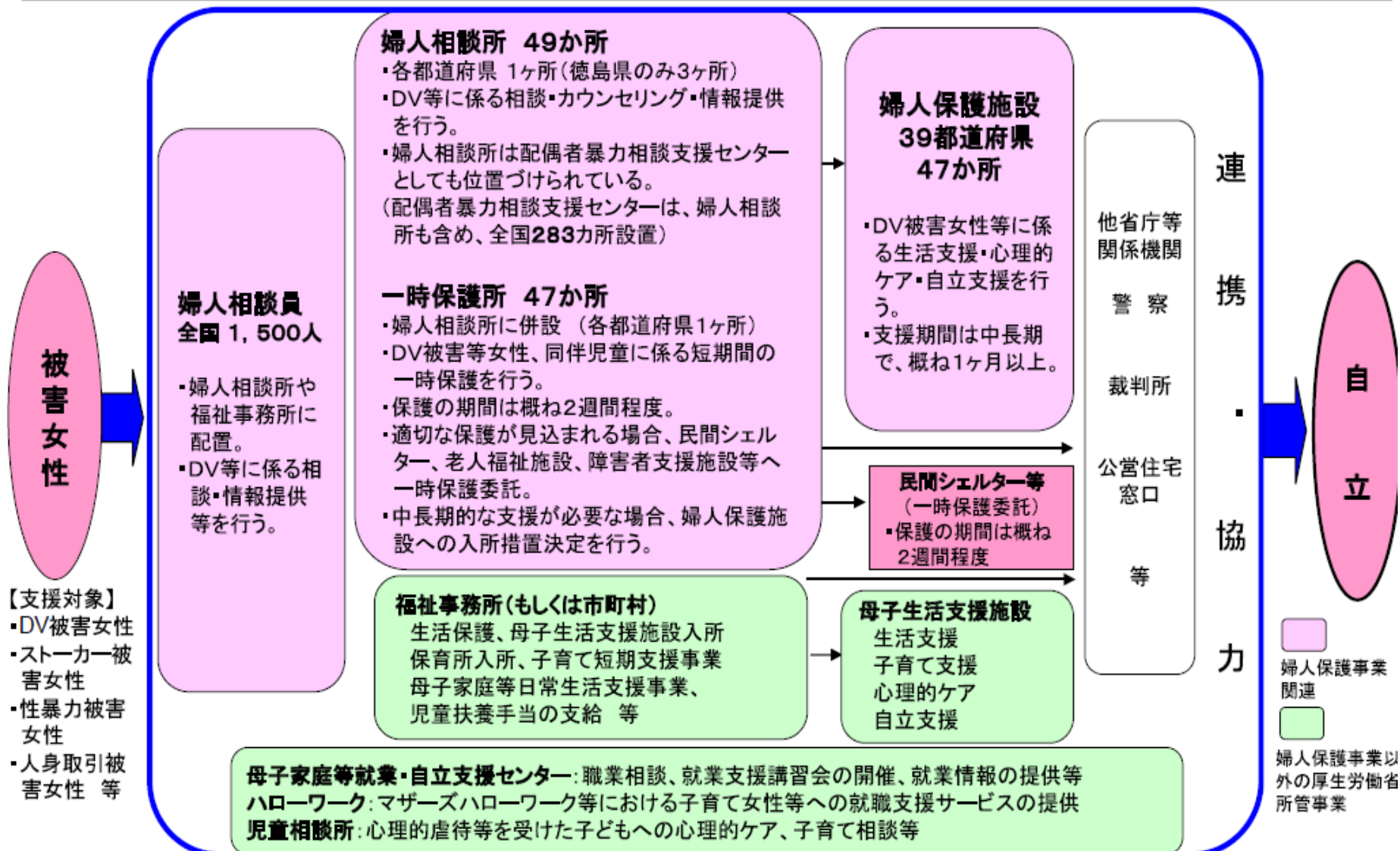
はじめに

- 2017年6月に「刑法の一部を改正する法律」(平成29年法律第27号)が成立し、同年7月13日より施行
- 刑法の一部を改正する法律附則9条
 - 附則9条は、「性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えるものと規定

なぜ婦人相談員？

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成30年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成31年1月17日現在

DV、貧困、家庭破綻、障害など様々な困難
の背景に、性暴力被害が存在していることが
明らかに・・・

図表 2-4-13 婦人相談員における来所相談_本人(全体)の属性および主訴・課題(平成 29 年 8 月から 10 月の 3ヶ月間)

(集計対象者数 7,973 人,単位:%)

調査数	人間関係														経済関係					医療関係				住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引					
	夫等			子ども			親 族			交際相手			力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	生活困難	サラ金・借金	求職	その他	病 気	精神的問題								妊娠・出産	その他			
	夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	その他の親族からの暴力	その他	力	交際相手からの暴力																					同性的な交際相手からの暴力	その他	
15歳未満	78	23.1	2.6	11.5	9.0	1.3	6.4	6.4	2.6	-	9.0	2.6	-	2.6	-	-	-	2.6	3.8	2.6	-	2.6	2.6	-	2.6	5.1	-	1.3	-	-	-	-	-	-	-
15歳以上 18歳未満	23	17.4	-	8.7	-	-	-	-	8.7	4.3	-	13.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.7	-	4.3	21.7	4.3	-	8.7	-	-	-	-	-	-	-
18歳以上 20歳未満	138	13.8	-	5.1	-	-	2.2	-	16.7	2.2	3.6	4.3	0.7	0.7	0.7	0.7	-	0.7	2.2	2.2	-	1.4	2.9	-	3.6	23.2	-	4.3	5.8	0.7	0.7	-	-	-	0.7
20歳以上 30歳未満	1,360	34.6	0.1	17.1	3.0	0.5	1.7	2.9	6.6	1.6	1.0	3.8	0.1	0.7	1.1	0.5	1.1	0.6	0.9	4.2	0.7	1.6	3.0	0.4	1.5	5.7	0.7	2.9	2.2	-	0.1	0.1	0.1	-	
30歳以上 40歳未満	2,282	43.3	0.4	20.7	4.0	0.1	1.2	4.3	1.7	0.7	1.2	1.4	0.0	0.4	0.5	0.9	0.7	1.5	1.5	4.1	0.4	1.1	3.3	0.4	1.9	2.4	0.3	2.4	0.9	-	0.0	-	-	-	
40歳以上 50歳未満	2,093	45.2	0.3	18.5	3.4	0.7	1.5	4.2	1.7	1.1	1.1	1.6	0.0	0.3	0.7	0.7	0.9	1.6	2.0	4.4	0.4	1.2	4.3	1.0	2.7	0.5	0.2	2.7	1.0	0.0	-	-	0.0	-	
50歳以上 60歳未満	857	39.2	0.2	12.1	3.5	3.2	0.8	5.6	1.1	1.2	1.8	0.7	-	0.1	0.4	0.6	1.1	1.8	3.0	6.0	1.2	2.3	4.0	2.2	5.6	0.2	0.5	2.3	1.9	-	-	-	-	-	
60歳以上 65歳未満	285	40.7	-	8.1	8.8	7.7	0.4	6.7	0.7	0.7	2.5	-	-	0.4	0.4	5.3	0.4	2.5	0.7	3.2	1.1	0.4	4.2	1.1	6.3	-	0.4	2.8	1.1	-	-	-	-	-	
65歳以上 75歳未満	389	40.9	0.3	8.5	2.6	7.7	-	3.6	1.0	4.6	3.3	1.5	0.3	1.0	0.5	0.8	1.0	3.6	1.8	5.7	0.5	0.8	2.1	1.0	3.3	-	0.8	4.4	1.3	-	-	-	-	-	
75歳以上	125	36.8	0.8	4.0	2.4	10.4	1.6	6.4	-	2.4	7.2	-	-	-	0.8	-	-	2.4	3.2	10.4	0.8	-	2.4	1.6	0.8	0.8	-	7.2	-	-	-	-	-	-	
不明	343	23.9	1.2	17.2	3.2	2.0	1.5	4.1	1.5	0.9	0.9	2.0	-	0.6	0.3	0.6	0.9	2.0	2.3	12.2	0.6	2.9	3.2	0.9	4.7	5.5	1.2	2.0	0.9	-	-	-	0.3	-	
合 計	7,973	39.9	0.3	16.7	3.6	1.5	1.3	4.2	2.6	1.3	1.5	1.9	0.1	0.5	0.6	0.9	0.8	1.6	1.8	4.8	0.6	1.4	3.5	0.8	2.8	2.6	0.4	2.7	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

対 応	婦人相談所へ一時保護の依頼	290	62.8	-	2.4	1.0	1.4	0.7	0.3	4.8	1.0	-	3.8	0.3	0.3	2.1	-	1.0	-	-	3.1	0.7	0.3	1.4	0.3	2.4	2.8	0.3	2.1	10.7	-	1.0	0.3	0.3	0.3
	(うち一時保護決定)	242	66.1	-	2.5	-	1.7	0.4	0.4	4.5	2.1	0.4	4.5	0.4	-	2.1	0.4	1.7	-	-	1.2	1.2	-	0.8	0.4	2.9	0.8	0.4	2.1	7.9	-	1.2	0.4	0.4	-
	(うち一時保護委託)	79	59.5	-	2.5	-	-	1.3	-	2.5	-	-	3.8	-	-	-	1.3	-	1.3	1.3	3.8	-	1.3	-	-	1.3	8.9	-	2.5	15.2	-	-	-	-	1.3
	他機関への同行支援(医療機関等含む)	900	51.8	0.3	9.7	2.6	1.7	1.0	2.0	2.3	1.4	0.4	2.8	-	0.2	1.2	1.1	1.3	0.7	0.1	5.3	1.3	1.2	1.9	1.1	3.2	3.7	0.7	2.7	2.0	-	0.1	0.1	0.2	0.1
	家庭訪問	215	29.8	-	9.3	3.7	4.2	5.1	7.0	1.4	1.9	0.5	3.3	-	-	0.5	0.9	0.9	1.4	1.9	5.6	0.9	2.8	4.7	2.3	7.0	7.9	0.9	1.9	1.4	-	-	-	-	0.5
	関係機関との連絡調整	3,063	41.4	0.5	13.8	2.8	2.0	1.9	4.4	2.4	1.2	1.1	2.4	0.1	0.5	0.5	0.6	0.9	1.2	1.1	6.6	0.7	1.7	3.2	0.8	2.9	4.1	0.5	3.6	1.7	0.0	0.1	0.0	0.1	-
	地域の巡回(支援ニーズの発掘)	62	38.7	-	8.1	1.6	4.8	1.6	-	4.8	3.2	3.2	1.6	-	1.6	1.6	-	-	4.8	1.6	9.7	1.6	1.6	-	3.2	4.8	1.6	1.6	1.6	-	-	-	-	-	
	証明書発行支援	900	73.0	0.2	6.4	3.3	0.9	0.8	1.6	4.0	2.2	0.4	1.8	-	0.1	0.7	1.2	1.1	0.3	0.1	1.2	0.3	0.4	0.7	0.3	1.2	0.6	-	0.9	0.6	-	-	0.1	-	-
	その他	5,340	38.6	0.3	18.9	4.0	1.2	1.3	4.5	2.4	1.2	1.7	1.8	0.0	0.4	0.4	0.8	0.6	1.7	2.1	4.3	0.3	1.3	3.2	0.8	2.7	1.9	0.3	2.6	1.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0

注:「不純異性交遊」は、厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」の調査項目の表記と合わせており、同調査では、年少者の性的非行、異性関係の問題等が含まれる。

「夫等からの暴力」（39.9%）を主訴とする相談者のうち62.1%が、

「離婚問題」（16.7%）を主訴とする相談者のうち10.3%が、性暴力被害を受けている

⇒各相談者が抱える生活課題を発見する過程で性暴力被害の存在が明らかになる

)

（厚労省2018: 135-7）

調査方法

2019年7月～8月実施

厚生労働省のホームページにある全国婦人相談所一覧を基に、都道府県に設置されている婦人相談所51カ所及び都道府県庁47カ所に対し、婦人相談員宛に調査票を送付

結 果

被害者：

- ◆ 性別は女性が96.2%、男性が0.3%、日本国籍が92.9%、外国籍が3.6%
- ◆ 30歳代の割合が最も多いが、20代、40代の女性もそれぞれ20%以上おり、20、30、40歳だけで、**約8割**を占める。
- ◆ 20歳未満が1割を示し、小中高生が5.6%相談にきているという事実も看過できない。

被害者：

- ◆非正規雇用の女性が3割を超え、無職も約2割、生活保護を受けているものも1割を超える
- ◆ひとり暮らし9.7%、家族と同居しているものが多い。構成は「子」が61.2%、「配偶者（内縁を含む）」が58.9%、「親」が31.4% など
- ◆障がいのある被害者が22.1%。そのうち、「身体障害」は4.6%、「知的障害」は24.1%、「精神障害」は65.5%。
障害のある被害者のうち、障がい者手帳を受けていたのは、42.5%。

性暴力被害：

- ◆ 性器、肛門、口腔内への『性器の』挿入が23.7%
→強姦性交罪に該当する可能性もある性暴力被害を受けているケースが**2割**を超えている
- ◆ 性器、肛門、口腔内への『異物』の挿入が1.3%
- ◆ 性的強要が63.1%
- ◆ 被害を受けてから、相談するまでの期間、最も多いのが、**7年以内**であり、10年を超えるケースも2割近く
- ◆ こうした性暴力被害は、「**継続的**」に行われているケースが多く**86.5%**に及ぶ。「1回限り」のケースは、約1割
- ◆ 性暴力被害を主にあった場所については、「被害者宅」（自宅で被害を受けたケース）が76.8%

加害者:

- ◆ 主な加害者の性別については、「男性」が98.5%、「女性」が0.8%
- ◆ 6割以上が配偶者・元配偶者
- ◆ 9割以上の加害者が男性であることから、実父、継父、兄弟などが加害者であるケースは約2割を占め、約8割の性暴力が**家族間**で起きている

性暴力被害後の変化:

- ◆性暴力被害後に、身体に変化があったと回答したのは約半数

そのうち7割に「不眠」の症状がでていた

- ◆精神に変化が出ていると回答していたのが約7割

そのうち「不安感」が最も高く71.9%

「恐怖感」が55.1%、

「抑うつ」が45.3%、

「フラッシュバック」が24.8%

相談のきっかけと主訴:

- ◆きっかけ 「関係機関からの紹介・引継ぎ」が最も多く48.9%、「本人が調べた（HPをみた等）」が28.0%
→すでに別の機関で相談を行っている被害者が多い

◆ 主訴

- 「配偶者からの暴力」51.1%、
- 「交際相手からの暴力」4.1%、
- 「子どもからの暴力」0.5%、
- 「親族からの暴力」13.2%、
- 「離婚問題・家庭不和」3.1%、
- 「帰住先なし・住居問題」3.1%、
- 「ストーカー行為」0.5%、
- 「男女問題（ストーカー行為を除く）」0.3%、
- 「売春強要」0.3%、「経済関係」1.3%、
- 「その他」6.9%

支援:

- ◆急性期の支援を行ったケースは17.6%
- ◆警察に通報を行ったケースは、14.0%
- ◆2次被害防止のための事前調整を行ったケースが
11.5%、
- ◆証拠の採取が行われたケースは、1.3%、採取された証拠が存在したのは0.8%、
- ◆中長期的支援（生活支援、法的支援、心理的支援）については、6割以上が行われていた。

刑事手続:

- ◆相談後被害届または告訴状が提出されたのは、
8.7% (34人)
- ◆被害届/告訴状を提出した34人のうち、
被害届/告訴状の受理されたのは24人 (70.6%)、
受理されなかったのは7人 (20.6%)
- ◆被害届/告訴状が受理された17人のうち、主な加害
者の起訴につながったのは17人 (60.7%)
- ◆起訴された17人のうち、
有罪となったのは、8人 (47.1%)

示談:

- ◆ 婦人相談員への相談後に示談が成立したケースは6.1%で、未成立のケースは30.0%

支援の終了について:

- ◆ 「本人の判断による」35.1%、
「関係機関への引き継ぎ」としたものが25.2%、
「問題の解決がなされた」としたものが12.7%

考 察

性刑法改正後の性暴力対策（被害者
支援を含む）のあり方

1. 配偶者間における強制性交等罪の明文規定の設置。

配偶者間における強姦（強制性交等罪）は、構造化（潜在化）した性暴力の典型例

cf.韓国

2. 相談対応の拡充～男性、LGBT、外国人の対応

3. 中長期支援及び多機関連携の拡充

4. リプロダクティブ・ヘルス／ライツによる性暴力予防に関する学校教育の必要性

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」

11条1項

「性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

11条2項

「前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。」

ご清聴ありがとうございました

謝辞

本報告は、公益財団法人日工組社会安全研究財団2018年度一般研究助成「性刑法改正後の暴力対策及び被害者支援のあり方に関する研究」（研究代表者：宮園久栄）の成果の一部である。

参考文献

- 宮園久栄他『性刑法改正後の性暴力対策及び被害者支援のあり方に関する研究』2018年度一般研究助成研究報告書（2019年）日工組社会安全研究財団
- 厚生労働省「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究報告書」「婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究」<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000340184.pdf>、2018年
- 警察庁「平成29年度犯罪被害類型別調査 調査結果報告書」<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html>、2018年
- 厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00520.html(2019.11.10)。
- 厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」、<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000555172.pdf>、2019年
- 婦人相談員相談・支援指針策定ワーキングチーム「婦人相談員相談・支援指針〔改訂版〕」、<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000371305.pdf>、2018年
- 厚生労働省「平成28年度婦人保護事業実施状況報告の概要」、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000065113.pdf>、2017年